

# 第一部 特集～平成27年度の主な取組等～

## 1 「第五次熊本県環境基本計画」の策定について

### 1 趣旨

熊本県では、熊本県環境基本条例及び第三次熊本県環境基本指針〔対象期間：平成23～32年度〕（以下「基本指針」という。）に基づき第五次熊本県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を平成28年2月に策定しました。

### 2 概要

環境基本計画は、基本指針が示す施策の方向に沿って、環境の各分野ごとに、現状、課題、施策の方向性及び数値目標を示しており、対象期間は、平成28年度から32年度までの5年間です。

基本指針に沿って、以下の6つの章ごとに前計画（第四次熊本県環境基本計画）の成果と今後の課題、前計画策定後の国内外の動きを踏まえ、施策の方向性を定めています。

### 第五次熊本県環境基本計画の概要（全体計画）

第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現		主な数値目標
第1節 地球温暖化対策の推進	<b>【取組強化】</b> 新たな温室効果ガス削減目標の設定 <b>【新規取組】</b> 温暖化への適応策の推進	●温室効果ガス総排出量の削減率
第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現		
第1節 物質循環の推進	<b>【新規取組】</b> リサイクル製品認証制度、災害廃棄物環境ビジネスの振興（バイオマスや循環資源の活用等）	●一般廃棄物排出量 ●産業廃棄物排出量
第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現		
第1節 森林、水辺等の自然環境の保全	<b>【取組強化】</b> 有害鳥獣の管理 阿蘇の草原維持再生（世界遺産への登録）	●間伐実施面積 ●覆砂実施面積
第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進	<b>【新規取組】</b> 特定外来生物対策	●ニホンジカの頭数 ●イノシシによる農作物被害額
第4章 安全で快適な生活環境の実現		
第1節 オゾン層の保護対策の推進		●フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品に係る回収量
第2節 大気環境に係る対策の推進	<b>【取組強化】</b> アスベスト対策、PM2.5対策	●二酸化硫黄濃度環境基準達成率
第3節 水環境に係る対策の推進	<b>【取組強化】</b> 「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」による農業を通じた地下水保全策 「水の国くまもと」のアピール（移住・定住促進）	●熊本地域の地下水かん養増加量
第4節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進		●自動車交通騒音に係る環境基準達成率
第5節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進		●有害物質を使用する工場・事業場における漏洩事故件数
第6節 化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理		●ダイオキシン類濃度の環境基準達成率
第7節 水銀フリー社会の実現に向けた取組	<b>【新規項目】</b>	●県民1人当たりの都市公園面積
第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造		●景観行政団体移行や自主条例に取り組む市町村数
第9節 良好な景観の保全・創造		●国・県指定等文化財件数
第10節 文化財の保存と活用の推進		●動く環境教室実施回数
第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動		
第1節 環境保全行動につながる環境教育・啓発の推進	<b>【新規取組】</b> 地域資源を活かした環境教育	●環境月間における環境保全活動等への参加者数
第2節 自主的な環境保全行動の推進		
第6章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開		
第1節 開発における環境配慮の推進		
第2節 環境情報・研究のネットワーク化		
第3節 国際協力の推進		

また、本県において、新たな展開が必要となる課題又は熊本県特有の課題のうち、特に、計画期間内に県民、事業者及び行政が幅広く連携しながら取り組む必要があるものを、以下のとおり、「特定課題」として環境基本計画に位置づけています。

〔特定課題〕

**1 低炭素社会をめざし新たな技術・知見を活用する**

①環境配慮型ライフスタイルを定着させる、②水素エネルギーを活用する、③気候変動に適応する

**2 地域の循環資源を活用する新たな仕組みをつくる**

①再資源化とエネルギー等への有効利用を進める

**3 森・里・川・海をつなげ支える**

①地下水を守る、②有明海・八代海を再生する、③人と自然が調和した社会をつくる

**4 地域の特性を生かした環境教育を進める**

①地域資源を活用した環境教育プログラムを实践する

**3 主な数値目標**

章	指標	現状	目標値(H32)	目標設定の考え方
第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現	温室効果ガス(二酸化炭素換算)総排出量の削減率	1,347万8千トン(H25)	18%減(H25年度総排出量比)	温室効果ガス総排出量の将来見込み及び削減量から設定
第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現	一般廃棄物排出量(年間)	565千トン(H25)	497千トン	第4期熊本県廃棄物処理計画
第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現	イノシシによる農作物被害額	299百万円(H26)	150百万円	第2種特定鳥獣管理計画(イノシシ)で設定する「農作物被害金額を最終的に150百万円までに抑える」
第4章 安全で快適な生活環境の実現	熊本地域の地下水かん養増加量(白川中流域水田かん養量など)(年間量)	2,040万m <sup>3</sup> (H26)	3,500万m <sup>3</sup> (H30)	熊本地域地下水総合保全管理計画第2期行動計画
第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動	環境月間における環境保全活動等への参加者数(年間)	11.8万人(H26)	年々増加	積極的に環境保全活動等に取り組む人を増やす

## 2 温暖化対策に係る「地方公共団体実行計画」の策定について

### 1 策定の経緯

国際社会においては、平成 27（2015）年 12 月に、C O P 21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）で産業革命前からの平均気温上昇を 2 度未満とする平成 32（2020）年以降の温暖化対策に係る新たな国際的な枠組「パリ協定」が採択されました。

国は、平成 27 年 7 月、平成 42（2030）年度までに、温室効果ガスを平成 25（2013）年度比 26%削減するという約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出しています。

県においても、平成 28（2016）年 2 月に策定した第五次熊本県環境基本計画の中で、国際的な枠組みや国の目標を踏まえ、本県の地域特性等も考慮し、以下のとおり目標を掲げ「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画を策定しました。

<基準年度> 2013（平成 25）年度

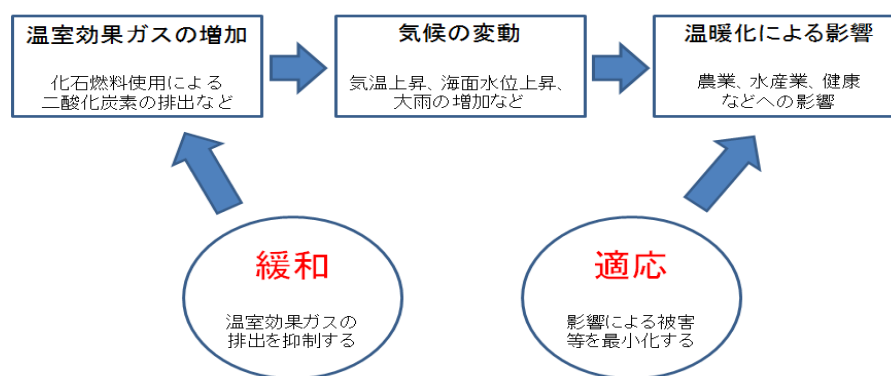
目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
2020（平成 32）年度	基準年度比 18%削減
2030（平成 42）年度	基準年度比 30%削減

### 2 主な特徴

世界・日本の各地域において、大気や海洋温度、海面水位の上昇等が観測されており、気候変動や温暖化が原因ではないかと考えられる様々な影響が現れつつあるため、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加えて、気候変動の影響による被害を最小化又は回避する「適応策」を進めることが求められています。

国は、様々な分野における気候変動の影響に対し取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 年 11 月「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。

県においても、地方公共団体実行計画の中で、地域住民の生活や経済活動に影響の大きい「防災」「農業」「水産業」「健康」の 4 分野の適応策として具体的施策を位置付けました。



2 つの温暖化対策：緩和と適応

※「温暖化から日本を守る適応への挑戦」（環境省）をもとに作成

また、地方公共団体実行計画の中では、法律に基づく県の事務及び事業における温室効果ガス排出削減として、「地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画」を位置付けています。

以下のとおり県の事務及び事業における温室効果ガス排出量削減目標（県全体の削減目標と同様）を定めるとともに、省エネルギー・省資源の各項目における使用量等の削減目標やグリーン購入の徹底、環境に配慮した事業の推進を掲げています。

<基準年度> 2013（平成 25）年度（県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標）

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標
2020（平成 32）年度	基準年度比 18%削減

### 3 全体概要

第五次熊本県環境基本計画（第 2 編 全体計画 第 1 章 第 1 節）の中で以下 5 つの項目について、現状や課題を基に地球温暖化対策の施策の方向性を定めています。

#### 第 1 章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

##### 第 1 節 地球温暖化対策の推進

#### 1 温室効果ガス排出削減対策の推進

- ・ 県全体、部門別（「家庭部門」「産業・業務部門」「運輸部門」「廃棄物部門」）、部門横断的な取組を推進

#### 2 森林による二酸化炭素の吸収源対策の推進

- ・ 森林整備等の促進、企業等による森林整備活動の促進、木質バイオマスボイラーの普及、住宅、中大規模建築物への県産材利用促進

#### 3 温暖化への適応策の推進

- ・ 「防災」「農業」「水産業」「健康」の 4 分野において具体的施策を推進

#### 4 市町村における温室効果ガス排出削減の推進

- ・ 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定支援や先進的な取組への支援

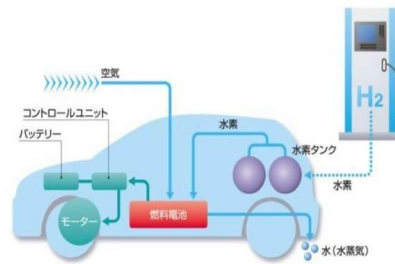
#### 5 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減（地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画）の推進

- ・ 2013（平成 25）年度を基準年度とし、2020（平成 32）年度において温室効果ガスを 18%削減、分野別目標及び取組も策定

# 3 「くまもとFCVプロモ・ミーティング」の立ち上げについて

## 1 はじめに～水素と燃料電池自動車（FCV）について～

平成26年12月にトヨタ自動車からMIRAI（ミライ）、平成28年3月に本田技研工業からCLARITY FUELCELL（クラリティーフューエルセル）という燃料電池自動車（FCV）が発売開始されたことに象徴されるように、将来のエネルギーとして「水素」を本格的に利活用する“水素社会”という言葉をよく見聞きするようになりました。



FCVは、燃料に水素を用いて燃料電池で発電を行い、電気モーターで走行する車です。走行時には水だけが排出され、二酸化炭素などの大気汚染物質は排出されないことから、究極のエコカーと呼ばれ、地球温暖化対策としても大きな効果が期待されています。また、FCVに必要な水素は、水などの地球上の多くの化合物から取り出すことが可能であるため、持続可能な次世代エネルギーとして注目されています。

燃料電池自動車の普及は、熊本県環境基本方針において定めた地球温暖化対策（二酸化炭素の削減）にも資するものであり、環境への貢献だけでなく、自動車産業が集積する熊本県においては、次世代自動車分野の先行に繋がり、県内産業の振興に寄与すると考えています。

## 2 「くまもとFCVプロモ・ミーティング」について

以上のことから、熊本県は平成26年度に「燃料電池自動車普及促進計画」を策定する等、FCVの普及促進に取り組んでいます。また、平成27年4月に熊本県工業連合会から、FCVの普及促進支援の要望が盛り込まれた「施策提言書」が熊本県に提出される等の動きを受けて、平成27年10月に熊本県のFCV及び水素ステーションの導入機運の醸成と、FCV及び水素ステーションに関する産業化の検討を行うことを目的に官民合同組織である「くまもとFCVプロモ・ミーティング」を立ち上げました。

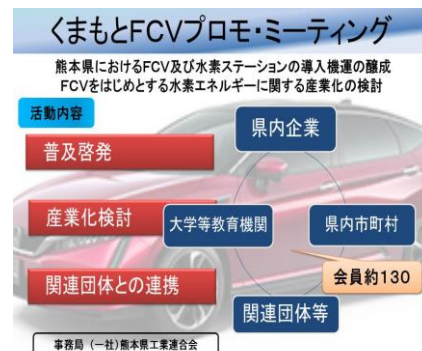
## 3 「くまもとFCVプロモ・ミーティング」の概要

### (1) 目的

- ① 県内におけるFCV及び水素ステーションの導入機運の醸成
- ② FCV及び水素ステーションに関する産業化の検討

### (2) 活動内容

- ① FCV及び水素ステーションに関する勉強会  
セミナー等講演会、先進地視察の実施
- ② FCV及び水素ステーションに関する普及啓発  
普及啓発イベントの実施
- ③ 構成員の拡大  
組織活動内容の周知



### (3) 平成 27 年度活動について

#### ① 設立総会、講演会の開催

くまもとFCVプロモ・ミーティングの立ち上げに伴い、平成 27 年 10 月 26 日に設立総会を開催しました。また、記念講演会も開催し、燃料電池自動車の産業化の検討を行いました。



設立総会の様子



講演会の様子

## 4 熊本県の取り組みについて

### (1) 燃料電池自動車の導入

燃料電池自動車の普及啓発のために、県では、燃料電池自動車（FCV）を導入しました。展示や試乗会を行い、FCVの普及促進に向けた取り組みに活用します。



燃料電池自動車

### (2) 県庁敷地内への水素ステーションの整備

FCVの導入に伴い、平成 28 年 6 月に県庁敷地内に水素ステーション（熊本県庁水素ステーション）を整備しました。熊本県庁水素ステーションは、太陽光発電の再生可能エネルギー等を使って、水を分解して水素を作ることが可能です。太陽光発電設備は県庁サンクガーデンに設置されている発電出力 40 k w のものを活用しています。

## 4 公共関与最終処分場「エコアくまもと」の完成について

県では、民間の産業廃棄物処理施設を補完し、産業廃棄物の安定的な処理体制を確保するため、「熊本県産業廃棄物公共関与基本計画」（平成 15 年 3 月策定）に基づき、公益財団法人熊本県環境整備事業団を事業主体として、南関町において公共関与による産業廃棄物最終処分場（以下「エコアくまもと」という。）の整備に取り組んできました。

「エコアくまもと」は、埋立地を丈夫な屋根や壁（以下「覆蓋施設」という。）で覆い、廃棄物を洗浄して発生した汚水（以下「浸出水」という。）を浄化した後の処理水を埋立地の散水に循環利用する「クローズド・無放流型」の施設として平成 27 年 10 月に完成し、平成 28 年 3 月から産業廃棄物の受入れを行っています。

さらに、豊かな自然と融和した施設として整備されただけではなく、地域に役立つ施設となることを目指し、循環型社会などを体系的に学習できる県北の環境教育の拠点としての役割も担っています。

### 1 施設概要

埋立面積：31,121m<sup>2</sup>      埋立容量：422,349m<sup>3</sup>      敷地面積：115,167.82m<sup>2</sup>  
 浸出水処理能力：60m<sup>3</sup>/日      建設期間：平成 25 年 7 月～平成 27 年 10 月

### 2 施設写真



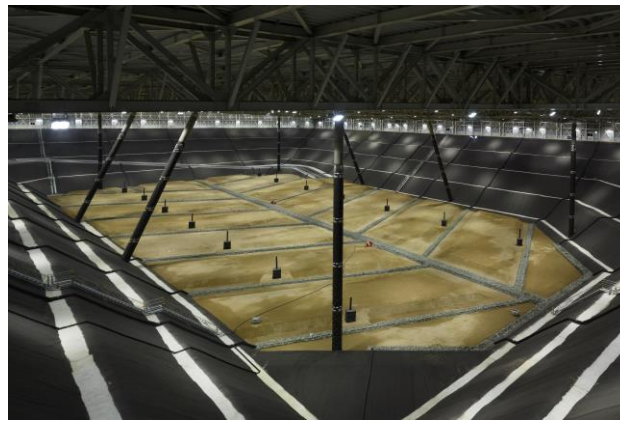
施設全景（防災調節池は除く）



管理棟



水処理棟



埋立地全景



水処理プラント

### 3 環境教育

県北の環境教育拠点である「エコアくまもと」では、施設の特徴を活かし「学校では教えてくれない環境教育」をコンセプトに、クイズや体験、見学を交えた内容で次のテーマの環境教育を展開します。

#### 【環境学習プログラムのテーマ】

##### (1) 循環型社会

廃棄物の種類、廃棄物の発生から処分までの流れ、最終処分場の役割などについての学習を通し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進が必要であることを理解し、自分たちに何ができるのか考える機会とします。

併せて、施設見学や埋立地に使用されている遮水シートなどの実物、遮水構造の模型などの見学を通して、「エコアくまもと」が誇る全国トップレベルの高い安全性を実感できます。

##### (2) 低炭素社会

覆蓋施設の屋根に設置している約2メガワットの太陽光パネルについての学習を通し、再生可能エネルギーについての理解を深めるとともに、自転車型発電機による発電体験を交えることで普段使用しているエネルギーの大切さに気づき、省エネ意識の高揚につなげます。

##### (3) 自然共生社会と生物多様性

「エコアくまもと」敷地内のいろんな種類のどんぐりを使って、どの木にどのようなどんぐりがなるのか観察し、見分け方などを学習します。

併せて、植物の役割や食物連鎖などについて学ぶことで、自然への興味・関心を育み、自然環境保全の意識の醸成につなげます。

##### (4) 地域資源を活用した環境教育の出前講座

「自然体験」、「再生可能エネルギー」をテーマに、身近な地域資源を学習素材として活用し、地域の特性を生かしたより質の高い環境教育を実施します。

###### ①自然体験

小岱山等でネイチャーゲームを行い、普段何気なく目にしている身近な自然を注意深く観察することで、新たな気づきを通し、自然への興味・関心を育み、大切にすることを養うことを目指します。

###### ②再生可能エネルギー

日頃の生活を振り返り、自分たちが家庭・学校でできることを考えさせるようにします。なお、「エネルギー」を簡単に捉えてもらうため、太陽光パネルの見学や手回し発電機によるエネルギーづくり体験を行います。



環境学習の風景



リサイクルを紹介する展示ボード



ネイチャーゲームの様子



## 5 「水俣病問題の解決への取組」について

### 1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病認定について

昭和 44 年に法律による認定制度が始まり、昭和 49 年に現行の「公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）」が施行されました。現在、同法に基づき認定業務を行っています。

なお、平成 21 年 7 月 8 日に成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」に基づく救済の申請受付は平成 24 年 7 月 31 日に終了しましたが、公健法の認定申請については、引き続き受け付けています。

平成 28 年 3 月 31 日現在

公健法の認定申請件数	1,264 件（平成 27 年 3 月末 1,007 件）
------------	-------------------------------

### 2 水俣病被害者特別措置法に基づく救済措置について

平成 16 年 10 月 15 日の水俣病関西訴訟最高裁判決以降、熊本・鹿児島両県に対する公健法に基づく水俣病認定申請者の増加や、チッソや国・県に対する損害賠償請求訴訟等を受けて、平成 21 年 7 月 8 日に特措法が成立しました。これを受けて、平成 22 年 4 月 16 日に「救済措置の方針」が閣議決定され、関係県では平成 22 年 5 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日まで、水俣病被害者救済申請を受け付けました。平成 26 年 8 月には全ての判定が終了し、3 万 7 千人を超える方が救済を受けられました。

特措法の申請件数 (平成 26 年 8 月 29 日公表)	42,757 件（うち救済の対象となった方 37,613 人）
----------------------------------	---------------------------------

### 3 水俣病関係の訴訟

平成 28 年 3 月末現在で係争中の訴訟は、国家賠償請求訴訟 5 件、水俣病認定等を巡る行政訴訟 4 件の、計 9 件です。

#### (1) 国家賠償請求訴訟

- ① 水俣病被害者互助会国家賠償等請求訴訟
- ② ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟（熊本）
- ③ ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟（東京）
- ④ ノーモア・ミナマタ第 2 次国家賠償等請求訴訟（近畿）
- ⑤ 損害賠償請求訴訟

#### (2) 水俣病認定等を巡る行政訴訟

- ① 障害補償費不支給決定取消等請求訴訟
- ② 食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求訴訟（1）
- ③ 食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求訴訟（2）
- ④ 水俣病認定義務付等請求訴訟

#### 4 水俣病対策事業の新しい取組

国と熊本県は関西訴訟最高裁判決後、熊本県からの提案を踏まえ、平成 18 年 4 月に環境大臣が発表した今後の水俣病対策を受け、様々な水俣病対策に取り組んでいます。(第 8 章 水俣病対策事業を参照)

ここでは、その中から平成 27 年度の新しい取組をご紹介します。

##### (1) 世界に向けた水俣病関連情報発信（国際会議等に参加）

水俣病のような水銀による健康被害発生防止のため、各国の水銀に関する水俣条約締結や国際的な取組が進むよう、国際会議等において積極的に水俣病の教訓を発信しました。

##### (2) 水俣病発生地域リハビリ強化等支援及び高齢者等在宅支援

水俣病発生地域において、関係市町が実施する、神経症状の緩和や介護予防につながるリハビリテーション等の取組及び日常生活の質の向上や社会参加の促進に資する取組の支援を行いました。

##### (3) 水俣市立水俣病資料館の情報発信機能強化（リニューアル事業への補助）

水俣病公式確認 60 年（平成 28 年 5 月）を踏まえ、水俣病に関する事実や教訓を伝える中核的な施設である水俣病資料館の情報発信機能を強化するため、展示改修工事をはじめ、パンフレット作成、資料収集保存等の事業に対し補助を行いました。